



宮代町いじめ防止基本方針（案）

宮代町では、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）（以下、「法」という。）や国、県のいじめ防止基本方針等に基づき、平成26年に「宮代町いじめ防止基本方針」（以下、「本方針」という。）を策定し、社会の変化を踏まえながら適宜見直しを図っています。

本方針は、本町のいじめの防止等のための基本的な方向を示すとともに、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処が、宮代町において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を明記したものです。

本方針では、いじめの防止等の対策に関する基本理念のもと、町全体で子供の健全育成を図り、よりよい社会の実現をめざします。

令和5年4月改正

宮 代 町

目 次

第1	いじめの防止等のための対策に取り組む基本的な考え方	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	「いじめ」とは	1
3	宮代町いじめ防止基本方針策定の目的	1
4	いじめの防止等に向けた総合的な取組	1
(1)	町の取組	2
(2)	学校の取組	2
(3)	保護者の取組	2
(4)	町民の取組	2
第2	いじめの防止等のために宮代町が実施する施策	2
1	宮代町いじめ不登校対策会議の組織と役割	2
2	宮代町教育委員会が実施する施策	3
(1)	指導・支援体制及び組織の充実	3
(2)	いじめ問題に対する教職員の指導力向上の推進	3
(3)	いじめの防止等のための道德教育の充実	3
(4)	いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消	4
(5)	児童生徒によるいじめの防止等に係る活動への支援	4
(6)	インターネット等を使いたいじめへの対応の推進	4
(7)	学校評価等実施上の留意点の周知	4
(8)	児童生徒からの相談に対応できる体制の整備	4
(9)	いじめに対する措置	4
(10)	相談しやすい環境の整備	4
(11)	学校応援団や防犯に関わる地域の方々との連携の推進	4
(12)	いじめの防止等のための啓発活動の推進	5
3	宮代町の関係機関が実施する施策	5
第3	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
1	学校いじめ防止基本方針の策定	5
(1)	学校基本方針を定める意義	5
(2)	策定に当たっての留意点	6
2	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	7

3	学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
(1)	いじめの防止	8
(2)	早期発見	11
(3)	いじめに対する措置	12
第4	重大事態への対処	14
1	重大事態への対処の概要	14
(1)	発生	14
(2)	報告	14
(3)	調査	14
(4)	調査に関する情報提供等	14
(5)	調査結果の報告等	14
(6)	再調査	14
2	学校又は宮代町教育委員会による調査等の具体	15
(1)	重大事態の発生と調査	15
(2)	調査結果の提供及び報告	18
3	調査結果の報告を受けた宮代町長による再調査及び措置	19
(1)	再調査	19
(2)	再調査の結果を踏まえた措置等	19
第5	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	20

第1 いじめの防止等のための対策に取り組む基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの子供も被害者となりうる身近な問題である。そして、時には深刻な人権侵害となることを十分認識し、子供たちが互いを尊重し、高め合う人間関係を築き、継続することができるよう、学校、保護者、地域が連携し、それぞれの役割を自覚して、子供たちを支援することにより、よりよい社会づくりに取り組むものである。

2 「いじめ」とは

「いじめ」は、「児童又は生徒が、当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等から、心理的、物理的に影響を与える行為（圧迫や攻撃等でありインターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」と定義されており、起こった場所は学校の内外を問わない。また、「個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うものではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うもの」と捉えられている。（法第2条及びいじめの防止等に関する基本的な方針（平成25年10月25日 文部科学大臣決定）より）

3 宮代町いじめ防止基本方針策定の目的

宮代町は、法第12条（地方いじめ防止基本方針）の趣旨を踏まえ、国及び県の基本方針を参酌し、宮代町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本方針を定める。

本方針では、本町の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、宮代町において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、宮代町におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

さらに、取組の実効性を高めるため、本方針が本町の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

4 いじめの防止等に向けた総合的な取組

地域社会全体で子供の健やかな成長を支えるとともに、最も重要となる子供のいじめの防止に向け、町全体としていじめ問題に係る取組を推進する体制をつくる必要がある。このため、以下の役割を自覚し、組織的かつ計画的に対応する。

(1) 町の取組

- ①本方針を定め、これに基づき、いじめの防止等に必要な施策を策定し、効果的に実施する。
- ②学校、保護者、地域の連携を強化し、町全体でのいじめの予防に努める。
- ③法第28条に規定する重大事態発生時には、その解決や再発防止に向け、法や「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省)(以下、「ガイドライン」という。)に沿って学校とともに十分な調査を行う。

(2) 学校の取組

- ①児童生徒一人一人の実態に応じた指導の充実、保護者や地域との協力体制の構築を通して、いじめの防止等に向けて主体的に取り組む学校づくりに努める。
- ②教職員が、いじめの防止等に積極的に取り組み、問題が発生した際は組織的に対応し、児童生徒と共に解決を図る。
- ③いじめの解決に向けては、必要に応じて、宮代町教育委員会(以下、「教育委員会」という。)、警察、児童相談所などの関係機関や外部の専門家との連携を図る。

(3) 保護者の取組

- ①常に子供の心情に寄り添いながら行動の理解や生活状況の把握に努め、子供が安心、安定して過ごせるよう愛情をもって支える。
- ②いじめ問題に対する理解を深め、他者が傷つくような行為や嫌がるような行為を行ってはならないことや相手を尊重することの大切さを子供にしっかりと理解させる。
- ③いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④いじめが発生したときには、子供たちのよりよい成長を支援していくという観点から客観的事実を捉え、当事者はもとより全ての子供が人としての望ましい行いを学ぶことができるよう学校と協力して対応する。

(4) 町民の取組

- ①町の子供が健やかに成長するためには、地域全体での取組が必要であることを理解し、学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が相互に連携して、いじめの防止等に努める。

第2 いじめの防止等のために宮代町が実施する施策

1 宮代町いじめ不登校対策会議の組織と役割

宮代町は、法第14条(いじめ問題対策連絡協議会)の趣旨を踏まえ、教育委員会において既に設置済みの「いじめ不登校対策会議」を拡充し、法の

定める「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持たせるものとする。

所掌内容は、次のとおりとし、その他必要な事項は別に定める。

ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること

イ 町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること

ウ その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること

2 教育委員会が実施する施策

(1) 指導・支援体制及び組織の充実

①学校の生徒指導・教育相談組織の整備を支援するとともに、中核となる教員の育成に努める。

②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、教員のカウンセリング能力や資質の向上に向けた研修等を実施する。

③法律的観点からの支援や対応が必要な場合は、弁護士による指導・助言を支援する。

(2) いじめ問題に対する教職員の指導力向上の推進

①いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。

*いじめについて法やガイドライン等に基づく正確な理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解させる。

*研修や演習を通して教員と児童生徒、児童生徒同士の日常的な人間関係づくりについて体験的に学ばせる。

*個別指導や集団指導を状況に応じて適切に行えるような生徒指導の手法等を身に付けさせる。

②いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの防止等のための道德教育の充実、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教員用資料の活用と研修会の実施、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や個人面談の実施、いじめ問題の理解を深めるための保護者への広報啓発活動等が推進されるよう指導・助言を行う。

③いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、資質能力の向上を図る。全ての教職員の共通理解を図るためにも、定期的にいじめ問題に関する研修会を実施するよう働き掛けていく。

④定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等を点検・把握し、それをもとに、いじめの防止等に向けた主体的な取組の推進を促す。

(3) いじめの防止等のための道德教育の充実

①「彩の国の道德 道德教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道德が『いじめ問題』にできること～」「宮代町の郷土資料」の活用について指導・助言する。

- ②児童生徒の豊かな心を育む講演会を開催する。
- (4) いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消
 - ①いじめを背景にした問題行動の未然防止及び早期対応・早期解消を図るため、必要に応じていじめ問題に係る学校と保護者、関係機関等との連携を支援する。
 - ②児童生徒の社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。
- (5) 児童生徒によるいじめの防止等に係る活動への支援
 - ①各校で取り組む児童生徒による主体的ないじめ防止活動等を普及する。
 - ②各校で取り組むいじめの防止等のための望ましい人間関係づくりについての取組と成果を普及する。
- (6) インターネット等を使ったいじめへの対応の推進
 - ①ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、SNSに関するトラブルなどについての情報を提供し、適切なインターネット利用を啓発する。
 - ②研修等を通して教員の情報リテラシーやスキルを向上させ、ICT教育の充実を図る。
- (7) 学校評価等実施上の留意点の周知
 - ①町内小中学校が、学校評価等においていじめ問題を取り扱うに当たっては、法第34条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう、指導・助言を行う。
- (8) 児童生徒からの相談に対応できる体制の整備
 - ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関との連携を図る。
 - ②教員が行う業務を明確化し教員の負担軽減を図ることにより、子供と向き合う時間の確保に努める。
- (9) いじめに対する措置
 - ①いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行う。
- (10) 相談しやすい環境の整備
 - ①宮代町教育支援センター職員、スクールカウンセラー、中学校配置相談員、ボランティア相談員の配置と活用を図る。
 - ②相談員の対応力の向上を図るため研修を奨励する。
- (11) 保護者・地域の方々との連携の推進
 - ①保護者・地域の方が気になる様子を発見した場合に、速やかに学校に連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。
- (12) いじめの防止等のための啓発活動の推進

- ① 11月19日を「宮代道徳の日」に設定し、各学校や地域と連携を図りながら、善悪の判断などの規範意識、生命を大切に作る心、他人を思いやる心の育成を推進する。
- ② いじめ問題をはじめとする人権問題について考える人権標語や人権作文の作成、人権作文発表会の実施など、児童生徒の主体的な取組を推進する。
- ③ 宮代町こども議会で採択された「宮代町こども議会宣言」（平成29年8月26日）を校内に掲示し、意識の高揚を図る。

3 宮代町の関係機関が実施する施策

いじめを人権問題の視点からとらえた啓発活動を推進する。

- ① 町の人権担当課においては、教育委員会と連携して町の現状を周知し、いじめの防止等のための広報活動など積極的な啓発活動を行う。
- ② 町の人権担当課においては、被害者救済の視点から相談や支援を推進する。
- ③ 町の人権担当課においては、加害者の人権意識啓発の視点から相談や支援を推進する。
- ④ 町の児童福祉所管課及び社会福祉担当所管課においては、必要に応じて、児童相談所及び民生委員・児童委員等との連携を図り、被害児童生徒等に対し必要な措置を行うとともに、保護者を含めた生活支援のための福祉施策に関する相談や援助等を行う。
- ⑤ 児童福祉施設と学校等との連携を推進する。
- ⑥ 町の学童保育所（放課後児童クラブ）においては、活動中におけるいじめの防止や早期発見に努めるものとし、いじめが懸念される事象や子供の心配な行動等に気付いた場合には、町の児童福祉担当所管課へ報告するとともに、当該の児童に必要な支援を行う。

第3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条（学校いじめ防止基本方針）の趣旨を踏まえ、国のいじめ防止基本方針、埼玉県いじめ防止基本方針、本方針を参考にして、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として各学校の実情に応じて定める。学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見、いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

(1) 学校基本方針を定める意義

- ①学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となること。
- ②いじめ発生時における学校の対応について、教育的観点を踏まえた上であらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害児童生徒への支援につながる。

(2) 策定に当たっての留意点

- ①学校基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等に資する包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすること。
- ②学校基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込むとともに、学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- ③いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努めること。
- ④学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDC Aサイクルを盛り込んでおく必要があること。
- ⑤学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要があること。
- ⑥策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図ること。
- ⑦児童生徒や保護者、地域住民、関係機関等を巻き込みながらの策定に努めること。
- ⑧未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努めること。(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)
- ⑨11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を原則として11月に実施すること。
- ⑩重大事態への対処については、法及びガイドライン等に沿って適切な対応ができるようにすること。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
- ⑪学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中で、いつ、何を、どのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、

学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにすること。

- ⑫策定した学校基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）の趣旨を踏まえ、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる常設の組織「（仮称）いじめ対策委員会」を置き、既存の生徒指導委員会等の機能を持たせるものとする。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、教育委員会と連携しつつ、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家である弁護士、医療福祉、警察官関係者等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てるものとし、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。

また、いじめの未然防止・早期発見とともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置をする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が実施することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の適切な実行のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟なものとするのが有効である。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

【未然防止】

ア いじめの防止等のための環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導及び支援、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

また、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。実際に事案が発生した際には、いじめを受けた児童生徒のケアを行うとともに、教育的観点から事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒等から認識されるようにしていく必要がある。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

*他者を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることなどは重大な人権侵

害につながることもあり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな影響を与えるものであること。

*いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

また、東日本大震災などの大きな災害により被災した児童生徒又は避難している児童生徒については、心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

なお、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの全容を把握するためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

未然防止の基本として、児童生徒の心が通じ合えるようなコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことが肝要である。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることも重要である。

他方で、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

【教師の言動・姿勢】

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子供の立場で指導・支援を行うためには、以下の①～④を念頭に置いて対応に当たる。

- ①子供の悩みを親身になって受け止め、子供の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ②自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ③いじめられている子供を守ることはもちろん、いじめている子供へも適切な指導・支援を行う。
- ④日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める。

【学級づくり】

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、以下の①～③を念頭に置いて指導に当たる。

- ①児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ②意欲や元気の源になる体験を増やす。
- ③児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

【学習指導】

学業不振やその心配のある子供は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、子供が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、意欲につながり、進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

【保護者同士のネットワークづくり】

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で

われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、内容によっては、生徒指導主任や学年主任に相談する。

イ いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

ウ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該委員会に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法

第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認した上で、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守るとともに加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

① いじめている児童生徒への指導

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが被害者や周囲の人々に多大な影響を及ぼすことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

② いじめられている児童生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃、温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

③ 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、はやし立てることなどを行う人も加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

④ 見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

⑤ 学級全体への対応

次の点に留意しいじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

*話し合いなどを通して、いじめを考えさせる。

*見て見ぬふりをしないよう指導する。

*自らの意志によって、行動がとれるように指導する。

*他者の尊厳を傷つけるようないじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

*道徳教育の充実を図る。

*特別活動等を通して、望ましい人間関係を築く。

*行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

⑥ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

【いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

【被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、教育的配慮に留意しながら被害児童生徒の安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第4 重大事態への対処

1 重大事態への対処の概要

(1) 発生

法第28条の「重大事態」の意味を全関係者が理解し、法及びガイドライン等に基づく対応ができるようにしておく。

(2) 報告

重大事態が発生した場合、学校から教育委員会へ、教育委員会から埼玉県教育委員会へ、事態発生について報告する。

(3) 調査

①調査主体について教育委員会が判断し、調査組織を設置する。

②客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するために調査を行う。

③学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

(4) 調査に関する情報提供等

調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒及びその保護者に適時適切な方法で経過報告、結果報告をする。

(5) 調査結果の報告等

調査結果は、教育委員会を通じて宮代町長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。また、いじめられた児童生徒及びその保護者の意向を踏まえつつ、宮代町は調査結果の概要を宮代町議会に報告する。

(6) 再調査

①報告を受けた宮代町長は、必要があると認める時は、町長が設置する附属機関等により再調査を行う。

②再調査の主体となった組織は、その調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適時適切な方法で経過報告、結果報告をする。

③宮代町長及び教育委員会は、再調査の調査結果を踏まえ、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

④再調査を行ったときは、(5)と同様に宮代町長はその結果の概要を宮代

町議会に報告する。

2 学校又は教育委員会による重大事態の調査等の具体

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- * 児童生徒が自殺を企図した場合
- * 身体に重大な傷害を負った場合
- * 金品等に重大な被害を被った場合
- * 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、学校におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者の当事者又は関係者からあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、学校は教育委員会と連携して報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて埼玉県教育委員会へ事態発生について報告する。併せて、教育委員会は町長にも報告を行う。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、連携して調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

④調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設ける場合と、法第22条に基づく学校の組織を母体として当該重大事態の性質に応じて必要な専門家を加えた組織とする場合がある。

教育委員会において調査を実施する際には、条例又は要綱等に基づき、専門家で構成される調査組織を設ける。

専門家の選任にあたっては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

【いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合】

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、調査票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導

を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が積極的に指導・支援を行うとともに、関係機関とも連携を図る。

【いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合】

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

⑥自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

*いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考とするものとする。

*背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

*在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

*死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

*詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の

公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

- * 調査を行う組織に参加する者については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- * 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- * 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- * 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、外部への情報提供の手法などについて必要な指導及び支援を行い、適切に対応する。
- * 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で確認できた事実がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報の発信により誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

⑦その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

法第28条第2項に基づき、学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いついつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学

校・教職員がどのように対応したかなど) について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。アンケートにより得られた調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が情報提供を行う際、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

②調査結果の報告

調査結果については、教育委員会が宮代町長に報告する。また、上記アの説明を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて宮代町長に提出する。

3 調査結果の報告を受けた宮代町長による再調査及び措置

(1) 再調査

法第30条の規定による報告を受けた宮代町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この再調査は、宮代町長が設置した附属機関（構成メンバー案・弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等）が行う。

再調査についても、学校又は教育委員会等による調査同様、宮代町長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

宮代町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、宮代町長は、その結果を町議会に報告する。町議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライ

バシーに対しての必要な配慮を行う。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

宮代町は、法の施行状況等を勘案して、いじめ不登校対策連絡会議において、適宜、本方針にある各施策の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、必要な措置を講じる。

また、教育委員会は、町内各校における学校基本方針についても、各校の実態や社会の変化に合わせて、適宜、見直しを図るよう指導・助言を行う。